

◇ 泉 美 和 子 君

○議長（高橋 猛君） 次に、9番、泉 美和子君の一般質問を許可いたします。泉 美和子君、登壇願います。

（9番 泉 美和子君 登壇）

○9番（泉 美和子君） 通告に基づき一般質問いたします。

初めに、住宅リフォーム助成事業についてお伺いをいたします。

深刻な不況のもとで住民の暮らしは厳しくなる一方です。「仕事がなく普通に生きていくのが大変だ」、こういう切実な声が住民の方から寄せられています。仕事と雇用の確保は住民生活を守る上で、とりわけ切実で緊急な課題ではないでしょうか。

そこで、地域経済対策の一環として、町民が町内業者を利用して住宅の改修、修繕、補修などの工事をしたときに対象工事費用の一部を町が補助する「住宅リフォーム助成事業」の創設を求めるものです。全国では85自治体で実施している制度ですが、県内では横手市が今年6月から、三種町は11月から実施をしています。横手市では、国の経済危機対策臨時交付金を活用し、6月に3,000万円でスタートしましたが、申し込みが殺到し、追加補正を重ね、11月には補助総額が約1億4,900万円、対象工事費総額が約12億円に達し、約8.3倍の経済効果があったと新聞報道もされています。三種町では、先月5日から申し込み受け付けを開始しましたが、住民からの問い合わせも多く、既に16件を受け付けているとのこと。トイレの水洗化や屋根などの塗装修繕などが多いとのことであり。三種町の場合は、対象工事費用の15%、上限30万円を補助する制度で、今年度予算は300万円、横手市では上限50万円としています。これらの例は助成がリフォームを広げる役割を果たし、地元にも及ぼす経済効果も大きいことを示していると思います。長期化する不況のもと、町内業者の仕事と雇用を創出し、下水道などの加入促進の上でも効果が期待できるものと考えますが、町長のご見解をお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） 泉議員のただいまのご質問にお答えいたします。

現在、町における住宅整備に係る各種助成につきましては、六郷地区の一部における景観形成のための伝統的建築意匠を保全・修復する場合、事業費の一部を助成する「街並み景観推進整備事業」、高齢者の専用居室等を増改築または改造する場合、資金の一部を無利子で貸し付けする「高齢者住宅整備資金貸付事業」、障害のある方の居室を増改築または改造する場合、資金の一部を無利子で貸し付けする「障害者住宅整備資金貸付事業」、その他、「一人親家庭住宅整備資金

貸付事業」などがあり、20年度、21年度では、合計9名の方々が制度を活用しております。一般住宅のリフォームに関する助成制度については議員ご紹介のとおりです。そのほか、湯沢市が上限10万円の助成を行っているなどと伺っております。

議員ご提案の住宅リフォーム助成事業についてですが、基本的に、町としての個人所有住宅への公金支出の考え方、つまりは現在行っている町の住宅整備への助成事業と同様に、施策としての目的と効果について、町民に対し説明責任を果たせる整理ができなければならないものと私は考えております。そのため、町としては、そうした説明責任を果たせる施策として、現在選定作業を進めている「町総合計画後期基本計画（案）」の中で、生活の安全・安心につながる一般住宅の耐震補強や環境問題に関連する太陽光発電システムの導入などについて、防災に強い町づくりの一環として、あるいは自然にやさしい町づくりの一環として助成制度を検討しているところです。したがって、今後こうした目的での一般住宅リフォームについては推進していきたい考えですので、施策を予算化するに当たっては、どうかご理解くださるようお願いいたします。

また、このほか国や県が別の考え方で実施する取り組みへの対応が生じた場合は、別途検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）9番、泉 美和子君の再質問を許します。

○9番（泉 美和子君） 再質問いたします。

12月県議会で、我が党の議員が県に対して直接こういう県としてもこの事業に取り組むべきではないかと質問をいたしました。それに対して、佐竹知事が、「横手市などの直接補助は住宅リフォームを促進する上で有効な制度だ」という認識を示しました。そして、「県として、市町村に対する間接的な支援を含めて効果的な経済対策を検討してまいりたい」と答えています。今、町長も答弁で述べられましたけれども、県としてもこのような施策を検討する方向、これからしっかりと方向づけしていくことかと思いますが、これを受けて、ぜひ当町でもこのような考え方で検討していただきたいと思うものであります。

山形県の庄内町では、倉庫や作業所、店舗までこのリフォームの対象を広げて大変喜ばれている、こういう例も出されております。耐震補強などで行うこういう制度も大切でありますけれども、横手市の例などが示しているように、一般住宅の改修、トイレの水洗化などに大変喜ばれているということでもありますので、ぜひご検討をいただきたいと思います。ご答弁をお願いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） 先ほどの答弁をなぞる話になりますが、先ほど申しましたとおり、個人所有住宅への公金支出の考え方を整理しなければなりません。その上で、国や県が、先ほど答弁した町としての考え方とは違った考え方で実施する取り組みに対応が生じた場合は、町としても別途検討するという事です。ご理解ください。

○議長（高橋 猛君） 再質問ですか。（「はい」の声あり）9番、泉 美和子君の再質問を許可します。

○9番（泉 美和子君） 町長のご答弁は、これは私の質問に対して前向きにご検討いただいている答弁だと解釈してよろしいのかなと。ちょっとそこら辺が、わかるようでわからないものからよろしく願いいたします。

○議長（高橋 猛君） 町長。

○町長（松田知己君） 私は言葉のと通りの趣旨でありますので、泉議員がどのようにお考えになるかは泉議員の主観によるものと存じます。

○議長（高橋 猛君） 9番、泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） 一般住宅は個人のものでありますので、それに対して公的なお金を、税金を投入していいのかどうかという、こういうことだと思いますけれども、現在、他の全国の85自治体、そして身近なところでは横手市、三種町、湯沢市などでも行っていますので、ぜひこういう方向で、県がまたこういう施策を示す方向でありますので、ぜひ検討をしていただきたいと思います。次の質問に入ります。

子育て支援について、2点お伺いをいたします。

初めに、子供の医療費無料化についてお伺いいたします。

子育て世代のリストラや失業で貧困が広がっている中で、お金の心配をせずに子供に必要な医療を受けられるようにすることは行政の大事な役割ではないでしょうか。大仙市のように、美郷町でもぜひ6年生まで無料にしてほしいというお母さんたちの声は依然として根強いものがあります。若いお父さん、お母さんたちが安心して働き、子育てができる町づくりは若者の定住促進にもつながると思います。お母さんたちの願いにこたえ、小学校6年生まで無料化の年齢を拡大するよう求めるものですが見解をお伺いいたします。

また、「ヒブ」という細菌が原因で起こる乳幼児の細菌性髄膜炎は日本では最近増加傾向にあると言われております。しかも抗生剤が効きにくく、5%は死に至り、重い障害を残す非常に予後の悪い疾患であります。この予防に極めて有効なワクチンがヒブワクチンです。WHO世界保健機

構は1998年に有効性と安全性を評価し、すべての国に定期接種を勧告しました。既に110カ国以上で接種されており、定期予防接種化した国々では発症率が大幅に減少しています。国内でも2007年1月に承認され、昨年12月発売されましたが、任意接種のため最大4回の接種で約3万円と患者の負担が大きく、接種には高い壁があります。また、医療現場では深刻な品不足に陥っており、1日も早い供給体制の強化が求められてもいます。全国では、東京品川区や荒川区、宮崎市や鹿児島市など、ヒブワクチン接種費用の助成を実施している自治体があります。県内では上小阿仁村がことしの6月議会で助成を決めました。深刻な少子化のもと、生まれてくる子供すべてが健やかに成長することを願うものです。町としてもヒブワクチン接種に助成を行うよう求めるものです。

あわせて、国に対し、ヒブワクチン供給体制の強化と定期接種化を求めていくべきと考えますが、ご見解をお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

子育て支援策についてですが、子育て支援は所得に応じて財政的な支援を講ずる経済的支援策と、子育て制度を充実する制度的支援策の二つに分類されるものと私は認識しております。国・県・町それぞれが負担して、該当される方に交付している現在の児童手当や、認定こども園において、町が独自に行っている保育料、授業料の減免は、いわば経済的支援策の範疇に入るものと存じます。一方、所得に関係なく制度として設けている、議員ご指摘の、町の乳幼児の医療費無料化や一時保育、延長保育、学童保育などは制度的支援策の範疇に入るものと存じます。

町が、医療費無料化を制度的支援策と実施しているのは少子化に歯どめをかけるため、すべてのご夫婦等に対して町の子育て環境への一定の安心感を平等に持ってもらい、広く出産を促したい目的だからです。また、乳幼児を対象に実施しているのは、子供の成長過程において、その時期が最も親として心配な時期だからです。弱くて病気にかかりやすく感じる時期だからです。そのため、町としては未就学児を対象に、所得に関係なくすべての子供たちに医療費無料化を実施しているところですので、まずは町の施策目的についてご理解をいただきたいと存じます。

さて、議員ご提案の小学校6年生までの医療費無料化についてですが、私としては経済的支援策、近隣市のような経済的支援策というよりは、全体的な子育て環境の充実に資する制度的支援策として整理したいと存じます。その上で、財政環境が許すのであれば、拡大した方が望ましい施策だとも認識しております。しかし、実現にはかなりの一般財源が必要な施策で、その財源を

確保するために、それに見合うだけほかの施策を絞らなければなりません。また、仮にそれに見合うだけの財源が確保されたとしても、子育て支援については、その前に優先的に実施する必要がある制度的支援策、あるいは経済的支援策がございます。したがって、現在のところ、小学校6年生までの拡大については考えておりません。

なお、優先して実施しなければならない制度的支援策としては、現在小学校3年生までを対象に実施している学童保育の対象学年の拡大への対応がありますし、経済的支援策としては、現在の経済不況をかんがみ、学校教育法に基づく要保護者、準要保護者に対する支援、具体的には学用品や校外活動費、修学旅行費、給食費などを支援するものですが、その認定基準の緩和検討の対応がありますので、ご理解をいただきたいと存じます。

また、県の子育て支援策としての福祉医療のあり方については、これまで県内部で見直し検討が進められていたようですが、政権交代による子供手当や高校授業料無料化など、子育て支援策の提示により、その内容を見極める必要が生じたため、現在県においては議論が足踏み状態になっていると伺っております。今後、国や県の動向がはっきりすれば、その対応として、町として優先させなければならない制度や事業が新たに生ずることもあり得ますので、あわせてご理解をいただきたいと存じます。

次にヒブワクチンについてですが、国内においては、これまで0歳から1歳までを中心にしたおおむね5歳までの乳幼児が全国で年間数百人、インフルエンザ菌B型、通常ヒブに罹患し、細菌性の髄膜炎などにより、議員ご指摘のとおり約5%の方が亡くなるなどとされ、そのため昨年12月、国はヒブワクチンの輸入を承認、日本国内でもワクチン接種ができるようになったことは承知しております。

また、ヒブワクチンの接種は任意接種であることから、議員ご指摘のとおり1回につき7,000円から8,000円程度の費用がかかり、接種開始の月齢や年齢によっては最大4回の接種が必要となるなど、接種費用が接種を希望する家庭に重い負担となることも承知しております。しかしながら、ヒブワクチンの問題点として、ワクチン流通在庫が充分になく、供給の絶対量が不足していること、また任意接種であるため、副作用で健康被害が生じた際の予防接種健康被害救済制度が適用されないなどの点があります。そのため現時点では、市町村における支援策が広く講じられていないものと私は認識しております。

現在のところ、公費助成を行っている自治体は県内で1村のみで、全国的にも47自治体にとどまっているようですが、町としては、まずは助成を実施している他自治体における健康被害の際の対応などについて把握するとともに、同じ任意接種に分類されているおたふく風邪や水ぼうそ

う、肺炎球菌などに対する考え方も把握し、任意接種のカテゴリーにあるヒブワクチンに対する整理をどうするか検討してまいりたいと存じます。しかし、ヒブの感染予防のためには、ヒブワクチン接種が効果的であることは国が承認しておりますので、ワクチン供給の充実と予防接種健康被害救済制度の適用を含めたワクチン接種の考え方については、機会をとらえ国に見解を伺ってまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）9番、泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） いろいろ町としての優先順位の話などもございましたが、繰り返しになるかもしれませんが、合併で新しい町になったときに、多くのお母さんたちから、お隣の大仙市と比べてなぜ美郷ではできないのかということで、大仙市に引っ越そうかという声などもたくさん寄せられた経緯もあります。いろいろ各自治体で事情は、それこそまちまちでありますけれども、今、秋田県ではまだまだですけれども、全国的には中学3年生まで無料にしている、こういう自治体が大きく広がっています。入院のみですけれども、秋田県では由利本荘市、それから北秋田市などでは中学校3年生まで無料にもしております。今、本当にこういう景気の悪い大変な状況ですので、いろんな優先順位というのはもちろんあると思いますが、ぜひ子供たちの、安心して医療費など心配しないで、病気になったときにすぐお医者さんに駆け込むことができるような施策を町が発展させて充実させていくと、他の市町村と比べて、それを特色ある町として位置づけていくこと、これが私はとても大事ではないかと。美郷町に行けば子育てがしやすい、こういう環境づくりというのが大変今求められているのではないかと思います。そういう観点からも、ぜひこの二つの施策の実現を図っていくよう求めるものであります。

○議長（高橋 猛君） 町長。

○町長（松田知己君） ただいまの再発言に対して私の方から答弁させていただきますが、子育て支援については、医療費が子育て支援の支援策を代表する事例ではございません。広く、トータルで見ていただいて、子育て支援策についてご議論いただきたいと存じます。私どもとして、すべての認定こども園に看護師をすべて配置しているというのは町単独事業として、他市町に比べ厚く子育て支援を行っている事例でありますし、幅広い観点での子育て支援に対するご議論をお願い申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 猛君） 泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） 次の質問に移ります。

最後に、地域公共交通についてお伺いをいたします。

高齢化の進行や公共施設の再編などで町民の日常生活を支える手段として、また町の活性化にとっても地域公共交通の重要性がますます高まっています。乗合タクシーは、一定の運行改善の後に利用率が高まったとはいえ、もっと利用しやすいようにしてほしいという声もまた、多くの町民の皆さんから出されています。先般、乗合タクシーの運行の改善を求める会ができ、改善の申し入れをしたと聞きましたが、私も直接住民の皆さんから要望を伺っております。つい最近も電話もいただきました。これから冬季間の利用に向けて改善への期待が強くなっています。今より利便性が高まれば利用率のアップにもつながると思いますが、現在の利用状況はどうでしょうか。

乗合タクシーの運行改善について、町民要望として多いのが、医療機関の前で乗降できるようにしてほしいというものであります。全医療機関となれば大変なことと思います。タクシー業者の営業との兼ね合いなど勘案しなければいけない問題があることと思いますが、例えば、可能な限り近い地点に数カ所適切な拠点を設定するなど、少しでも町民の利便性を高める改善が必要ではないでしょうか。

また、三つのエリアに分かれているため、「地域間で不公平感がある。合併して一つになったのだからそれは解消してほしい。全体を一本で運行できるようにできないか」などの声も寄せられています。例えば、六郷地区の人がスーパーセンター仙南へ買い物に行きたいとしても、乗り継ぎなしで一回では行けないなどの声も伺っています。また、公共施設の再編での施設利用への交通手段を心配する声も出されています。こうした町民の声にどうこたえていくのか。住民に不利益のないようにすることが行政の大事な役割ではないでしょうか。見解をお伺いいたします。

「美郷町地域公共交通活性化再生協議会」の運営と活動内容についてお伺いいたします。

乗合タクシー運行改善を求める会の申し入れを受けて、どのような対応をされるのかもあわせてお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

平成20年度の乗合タクシーの運行実績は、計550便、利用者は延べ665人でした。平成21年4月から11月の運行実績は、既に計1,128便、延べ1,305人となっており、昨年同期の実績180便、206人に比べかなりの伸びとなっております。乗合タクシーは公共交通空白地域の解消、地域間交流の促進、既存生活バス路線の維持などを目的に運行しておりますが、ご質問の町内全域を1区域

として運行することについては、現在の3地区での区域運行方法とは全く違った運行方法であり、町地域公共交通総合連携計画の全面的な見直しが必要になります。また、町内医療機関の拠点追加に関しては、公平性の観点から全医療機関を拠点にする必要がありますが、バス路線沿線にある医療機関についてはバス事業への影響、全医療機関の拠点追加については既存タクシー事業への影響の恐れがあり、交通事業者との合意が必要になります。

いずれ、この件につきましては、かねて町地域公共交通活性化再生協議会においても同趣旨の発言があったと伺っておりますので、その見直しに権限のある町地域公共交通活性化再生協議会の協議を待ちたいと存じます。議員にはこうした状況にご理解いただくようお願いいたします。

また、美郷町地域公共交通活性化再生協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び道路運送法に基づき、地域公共交通総合連携計画の策定に関する協議、計画の変更など乗合タクシー制度の改善に関する協議、生活バス路線の休廃止に関する協議等を行う場として、平成20年2月27日に設置されたものです。協議会の構成も法に基づく町協議会設置要綱で定められており、秋田運輸支局、秋田県関係部局、大仙警察署、交通事業者、交通運輸産業労働組合、町社会福祉協議会、利用者美郷町の関係者で構成され、基本的に年3回の協議会を開催しております。議員もご存じと存じますが、これまでの運行の増便、運賃の改定、予約方法の改善、拠点の増設について協議を行い、対応可能で合意が得られた運行改善は2回実施してきておりますのでよろしくようお願いいたします。

以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） 地域公共交通活性化再生協議会の内容についてですが、乗合タクシーの運行改善を求める会が申し入れをしていると伺っておりますけれども、こういうことに対してはどのように対応されるのかお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 町長、答弁願います。

○町長（松田知己君） ご要望があった旨は承知しております。その要望内容を地域公共交通活性化再生協議会の方にお伝えしてまいり、その協議会が決定権限がありますので、協議会の中で議論されることと存じます。

以上です。

○議長（高橋 猛君） よろしいですか。泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） 決定権は協議会にあるということですので、決定権の前にその再生会議で議題としてこういう協議をしていくということですか。それはどなたに……。



○議長（高橋 猛君） 町長。

○町長（松田知己君） 協議会の運営については、会長が議事進行することになっておりまして、私はそのことについて権限はありませんので答弁できません。

○議長（高橋 猛君） 泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） そうすれば、会長にご答弁いただくことはできますか。

○議長（高橋 猛君） 副町長。

○副町長（佐々木敬治君） 立場上、会長を務めております。

去る11月30日に、議員ご要望の、同趣旨のテーマが取り上げられました。初回答弁で町長が申し上げましたとおり、非常に難しい問題があります。そういった問題をクリアできれば実現は可能かと思いますが、ただ、その会議の席上で申し上げたのは、そういったもろもろの問題があるということを前提といたしまして、1回の会議では多分終了しないでしょうと。複数の会議が必要になるといったことでお約束しておりますので、議員が申し上げたとおり、協議会を年度内に開会いたします。

以上です。

○議長（高橋 猛君） 泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） 町長に伺います。

町長の協議会での権限はないということですが、町長の認識として、住民の声として、今私がお話したような声がいろいろ出されているわけです。困難な問題は十分わかりますけれども、せっかくと言えればおかしいんですが、合併をして一つの町になって不公平感があるというのはいかがなものかと。

例えば、質問の中でも言いましたが、明田地地域がありますね。そこは道路を隔てて仙南地域と六郷地域、会館も二つ同じようなところにあるわけです。ところが、こういう決め方をしたのでしようがないわけですが、仙南地域の方はそこからまっすぐ1回で、例えばスーパーセンターまでは行ける、だけれども、すぐ近い六郷地域の方々は、六郷地域がそこに行くことを決められていませんので、1回では行けない。まず2回としても業者が違いますので、大変不便なわけですね。1回で予約が、その途中まで行って用事を足しながら、やっぱり買い物に行きたいとか思ったときに、最初から予約できないわけですね。まずそういうような問題があると。そういうときに、やはりおかしいんでないか、合併したのに、いやあ、すぐそこなのにと、これはまずだれでも当たり前と思うことではないかと思うんですね。いつも町長は一体感と言っていますので、そういうことからすれば、一体感がこの問題では何か得られないと。こういう地域公共

交通こそ一体感が得られて、みんなが喜ぶやり方をすべきだと思うんですね。そういう点について、町長はどのように認識をなさるのか、ひとつお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 町長。

○町長（松田知己君） ご指摘をいただいたことについては受けとめさせていただきますが、先ほど申しましたとおり、個別の内容について私が町長として答弁できる内容の範囲ではございませんのでご理解ください。ただ、ただいま住民の要望として、あるいは意見としてそういった声があるということは受けとめさせていただきます。

以上です。

○議長（高橋 猛君） 泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） これからますます公共施設の再編等で公共施設への移動手段としてのこういう交通の便といいますか、足の確保ということは大変大きく町民の間で問題になってくる問題だと思います。ぜひ町長、権限がないと言いながらも、町長が、町長としてやはり一番の責任者ですので、その会に対する要望というんですか、町の立場から住民の足を確保、守るという立場からぜひそういう要望をしていっていただきたい、そのことを申し上げます。

○議長（高橋 猛君） 町長。

○町長（松田知己君） 先ほど答弁させていただきましたとおり、町に対して要望があった、その件については町として協議会の方に申し伝えるというのが町の姿勢です。それから、先ほどご提案がありました住民の声を受けとめるというのも町の姿勢ですので、あわせてご理解ください。

○議長（高橋 猛君） 泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） ぜひ今後も、充分早期にこういう、皆さんが一体感を持って、本当に美郷町になってよかったと言える町づくりをぜひ進めていくためにも、この公共交通、乗合タクシーの改善、本当に利便性をもっと高めて、せっかくの制度ですので町民の皆さんに喜ばれるようなやり方をぜひしていただきますよう、再度お願いをいたしまして質問を終わります。

以上です。

○議長（高橋 猛君） これで、9番、泉 美和子君の一般質問を終わります。